

渇水状況における農業用水確保に向けた対応について ～宮津湾浄化センターの処理水を農業で活用～

■ 今般の渇水状況や農業者等の要望を受け、農業用水確保に向けて、宮津湾浄化センターの処理水を緊急的に水田等へ利用できるよう準備を進め、明日、8月5日（火）から処理水の供給が可能となりましたのでお知らせします。なお、取水対応に係る周知及び取材につきまして、よろしくお願いいたします。

1 供給期間

令和7年8月5日（火）～8月29日（金）

午前9時30分から午後4時30分（土曜、日曜、祝日を除く）

2 供給対象者

宮津市及び与謝野町の農業者

3 供給場所

宮津湾浄化センター（京都府宮津市獅子10）

4 供給方法

利用者は、所管の宮津市産業経済部農林水産課又は与謝野町農林環境課に申し込み、取水日時などを調整する。

利用者は、自ら運搬容器や汲み上げポンプ等を準備し、市町職員等の指示のもと取水する。

5 取材について

令和7年8月5日（火）午前9時30分から宮津湾浄化センターにて丹後広域振興局農林商工部の職員が対応いたします。



管内で発生している被害の様子（水稻）



用水路からポンプアップしている様子（与謝野町）

【本報道発表に関するお問合せ】

丹後広域振興局農林商工部

農商工連携・推進課 課長 太田（電話 0772-62-4315）

丹後農業改良普及センター 所長 佐藤（電話 0772-62-4308）

